

大規模災害発生時における活動拠点の提供に関する協定書

有限会社オーシャン・クルー須崎自動車学校(以下「甲」という。)と須崎警察署(以下「乙」という。)は、地震、風水害その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害発生時」という。)における警察活動への活動拠点の提供に係る協力について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害発生時に甲が運営する自動車学校(須崎自動車学校 高知県須崎市多ノ郷甲4481番地)の敷地を警察部隊が活動拠点として使用することに關し、必要な事項を定めるものとする。

(敷地の使用)

第2条 乙は、災害発生時に必要があると認められるときは、甲に対し警察部隊の活動拠点(部隊車両の駐車場所、警察装備の一時保管場所等)として、対象敷地の暫定使用について協力を要請することができる。

2 甲は、前項の要請を承認する場合は、業務に支障を来さない範囲で乙に対象敷地を一時使用させるものとする。

なお、具体的な敷地使用要領等は、甲、乙が協議して別に覚書で取り決めるものとする。

3 敷地等の使用に伴う光熱水費については、乙は相当額を甲に支払う。金額や支払い方法については、甲、乙が協議のうえ決定するものとする。

(協議事項等)

第3条 この協定に定めのない事項が生じた場合は、その都度、甲、乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第4条 本協定は、協定締結の日から効力を発生するものとし、甲又は乙からの協定の解除又は変更の意思表示がない限り、継続するものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通をそれぞれが保有するものとする。

平成27年6月17日

甲 高知県須崎市多ノ郷甲4481番地
有限会社オーシャン・クルー
須崎自動車学校

管理者

乙 高知県須崎市山手町1-8
高知県須崎警察署

署長